

アフリカゾウの附属書 II 掲載個体群の取引に係る決定について
(象牙の生牙取引に関する決定の概要)

今次締約国会議では、アフリカゾウの附属書 II 掲載個体群の象牙(生牙)取引に関して、20年間の禁止や毎年の輸出割当を求める対立する複数の附属書注釈改正提案が提出されていたが、アフリカ諸国による協議の結果、アフリカ諸国の統一提案が新たに作成され、全会一致で採択された。あわせてそれまでに提出されていたその他の提案は撤回された。

アフリカを代表して、ザンビア及びチャドが提案した附属書注釈改正提案のうち、象牙(生牙)取引を認める条件に関する箇所は次のとおり。

- 1 ボツワナ、ナミビア、南アフリカ及びジンバブエで登録された生牙(全形及び部分)の取引であって、次の規定に従うもの。(注釈第7項)
 - i 当該国で採取され、登録された政府所有の在庫に限る。ただし、押収された象牙及び由来の不明なものを除く。
 - ii 事務局が、常設委員会と協議の上、輸入された象牙が再輸出されず、かつ、国内における加工と取引に関する締約国会議決議 10.10(rev.COP12)のすべての要件に従って管理されることが確保されるような十分な国内法及び国内取引規制を有していることを認証した取引相手国に限る。
 - iii 事務局が輸入予定国及び政府が在庫として所有する登録された象牙について認証した後に限る。
 - iv 第12回締約国会議で合意された、政府が在庫として所有する登録された生牙(ボツワナ20トン、ナミビア10トン及び南アフリカ30トン)の条件付き販売。
 - v 第12回締約国会議で合意された数量に加えて、ボツワナ、ジンバブエ、ナミビア及び南アフリカの各政府が所有する象牙のうち2007年1月31日までに登録されたものであって、事務局が認証したものは、上記の象牙とともに、事務局の厳格な監督の下、輸出先毎に一回の販売で取引し、輸送することができる。
 - vi 取引の収益は、ゾウの保全並びにゾウの生息地又はその隣接地の地域社会の保全・開発計画のためだけに使用される。
 - vii 上記vで特定された追加的な数量の取引は、常設委員会が前記条件を満たしていると同意した後に限る。

2 附属書 に既に掲載されているアフリカゾウ個体群の象牙取引を認めるための提案は、第 14 回締約国会議から上記(第 7 項)の i、ii、iii、vi 及び vii の規定に基づき行われる 1 回の象牙の販売日以降 9 年が経過するまでの間、締約国会議に提出してはならない。また、そのような将来の提案は決定 COP14× 及び決定 COP14××(下記参照)に基づき取り扱われるものとする。(注釈第 8 項)

3 常設委員会は、事務局からの提案に基づき、輸出国もしくは輸入国に不遵守がある場合またはこれらの取引が他のゾウの個体群に負の影響を与えたことが明らかとなった場合には、これらの取引の一部またはすべてを停止させることを決定することができる。(注釈の注記)

4 注釈第 8 項関連の決定

・決定 COP14×

常設委員会は、事務局の支援を得て、締約国会議の監督の下に行われる象牙取引の手順に係る意志決定メカニズムについて、遅くとも第 16 回締約国会議までに締約国会議に承認を求めるための提案を行う。

・決定 COP14××

常設委員会は、ゾウに関する生息状況、標本(象牙等)の取引状況及び合法的取引の影響について、ゾウ密猟監視プログラム(MIKE)及び象牙違法取引監視プログラム(ETIS)のデータ並びに象牙の取引管理に関する行動計画及び決定 COP14×××で言及されたアフリカゾウ行動計画の実施状況に基づいて、総合的なレビューを継続して行う。

・決定 COP14×××

アフリカゾウ原産国は、ゾウの個体群のよりよい管理のため、共同の保全政策の策定と管理経験の交換を目的としたゾウに関する建設的な対話を継続する。

アフリカゾウ原産国は、アフリカゾウに関する対話を通じて、よりよいゾウの管理のため総合的なアフリカゾウ行動計画を策定する。

総合的なアフリカゾウ行動計画作成の目的は、密猟と違法取引への対処能力向上のための資金の入手、ワシントン条約象牙取引管理行動計画の実施、及び能力向上・ゾウの人為による移動・ゾウと人との軋轢の減少・生息地及び周辺地域での集落保全開発プログラムの強化である。